

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年6月9日現在

福島県		出荷制限	措取制限
原乳		1市5町2村 ^{※1}	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)		
	球球性葉菜類 (キャベツ等)	1市4町2村 ^{※2}	1市4町2村 ^{※2}
	アブラナ科の花菜類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		—
	カブ		—
	原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
	原木シタケ(施設栽培)	川俣町	—
	伊達市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シタケ(施設栽培)を除く。)		—
	原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
	キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村 西会津町(ナメコを除く。) 会津美里町(ムキタケを除く。)	南相馬市 いわき市 楢倉町
	タケノコ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
穀類	ワサビ (畑において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町(山木屋の区域に限る。)	—
	ウド(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	クサソテツ(こみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、広野町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
	クサソテツ(こみ) (野生のものに限る。)	南相馬市、会津美里町	—
	コシアブラ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
	コシアブラ(野生のものに限る。)	西会津町、只見町	—
	ゼンマイ	二本松市、郡山市、須賀川市、田村市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
	ウワバミソウ(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
	タラノメ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、塙町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
水産物	フキ(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町、天栄村	—
	フキトウ(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、本宮市、田村市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
	ワラビ	伊達市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—
	ワラビ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、喜多方市、広野町	—
	ウメ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	ユズ	福島市、南相馬市	—
	クリ	伊達市、南相馬市	—
	キウイフルーツ	南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。ただし、酸川(支流を含む。)を除く。)、新田川(支流を含む。)、日暮川(のうら川)のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
	ウグイ	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
肉	ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、阿賀川(のうら川)のうち大川ダムの下流(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、阿賀川(のうら川)の合流点から上流の部分に限る。)並びに福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
	フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの中の湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川(のうら川)のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(支流を含む。)、阿賀川(のうら川)の合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)並びに福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
	水産物11種 ^{※3}	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
	牛の肉 ^{※10}	全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
肉	イノシシの肉	全域	6市10町4村 ^{※11}
	カルガモの肉	全域	—
	キジの肉	全域	—
	クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、楢倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
	ノウサギの肉	全域	—
	ヤマドリの肉	全域	—

※1 南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域に限る。)、飯舘村

*西高梅町(平成24年3月30日付け指図により設置された遠隔団体障壁に係る)、大熊町(平成24年3月30日付け指図により設置された遠隔団体障壁に係る)、双葉町、浪江町(平成25年3月7日付け指図により設置された遠隔団体障壁に係る)、福島市(平成25年3月7日付け指図により設置された遠隔団体障壁に係る)、猪俣村(平成25年3月7日付け指図により設置された遠隔団体障壁に係る)、郡山市(平成25年3月7日付け指図により設置された遠隔団体障壁に係る)、小野町(平成25年3月7日付け指図により設置された遠隔団体障壁に係る)、磐梯町(平成25年3月7日付け指図により設置された遠隔団体障壁に係る)。

(旧木戸村)と(旧坂口村)の区域に限る。), 道場市(旧富山城の区域に限る)。(いきやま)(旧田山村の区域に限る)。), 三ツ谷町(旧石川村の区域に限る)。), 大谷町(旧玉井村の区域に限る)。

※6 鹿児島県鹿屋市(平成25年3月10日付)における「里賃された居住者区域及び避難指示区域準備区分(区域に限る。)」、川俣町(平成25年8月7日付)における「里賃された居住者区域及び避難指示区域準備区分(区域に限る。)」、椎葉村、高富町(平成25年3月7日付)における「里賃された居住者区域及び避難指示区域準備区分(区域に限る。)」、川原町(平成24年11月30日付)における「里賃された居住者区域及び避難指示区域準備区分(区域に限る。)」、双葉町(平成25年3月7日付)における「里賃された居住者区域及び避難指示区域準備区分(区域に限る。)」、高岡町(平成22年3月7日付)における「里賃された居住者区域及び避難指示区域準備区分(区域に限る。)」、丸尾村(平成25年3月7日付)における「里賃された居住者区域及び避難指示区域準備区分(区域に限る。)」、市原町(平成24年6月15日付)における「里賃された居住者区域及び避難指示区域準備区分(区域に限る。)

された避難困難区域を除く(区域に限る)。

*※福岡県・熊本県(平成24年5月30日付)におけるににより設定された居住区域及び避難解除準備区域に限る。)、川俣村(平成25年8月7日付け指⽰により設定された居住区域を除くに限る。)、大熊町(平成24年11月10日付け指⽰により設定された避難困難区域を除くに限る。)、大熊町(平成25年5月7日付け指⽰により設定された避難困難区域を除くに限る。)、双葉町(平成25年5月7日付け指⽰により設定された避難困難区域を除くに限る。)、川原村(平成26年9月12日付け指⽰により設定された避難困難区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指⽰により設定された避難困難区域を除くに限る。)及び熊野町(平成24年6月15日付け指⽰により設定された避難困難区域を除くに限る。)。

※9 フルメル、ウタナゴ、サゴ、キハネメリ、クロロイ、サクラマス、シメノリ、スズキ、ヌガマギ、ムラライ、ビスマギ
※10 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12ヶ月以上の牛のものを除く)及び畜産への出荷を差し控えるよう要請
※11 球磨市、伊太木市、市原町、本宮市、相馬市、南相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、猪苗町、富岡町、大郷町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、川内村、妻屋村、飯舘村

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年6月9日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町(ナラタケを除く。)
岩手県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	平泉町 大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、住田町、大槌町、山田町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市(旧矢作村、旧横田村の区域に限る。)、奥州市
	コシアブラ	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、釜石市、奥州市、住田町
	ゼンマイ	一関市、奥州市、住田町
	セリ(野生のものに限る。)	奥州市
	ワラビ(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
水産物	イワナ(養殖を除く。)	砂鉄川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域

宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	石巻市、白石市、名取市、角田市、東松島市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、丸森町、富谷町、色麻町 仙台市、気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、川崎町、大和町、大衡村、加美町、南三陸町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	仙台市、栗原市、大崎市、村田町
	タケノコ	栗原市(旧築館町、旧志波姫町、旧高清水町及び旧瀬峰町の区域を除く。)、大崎市(旧三本木町の区域に限る。)、丸森町(旧耕野村、旧丸森町及び旧小斎村の区域を除く。)
	クサソテツ(こごみ)	気仙沼市、栗原市
	コシアブラ	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ゼンマイ	気仙沼市、大崎市、丸森町
	タラノメ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに遼川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、白石川の白幡堰堤より上流、五福谷川、内川の合流地点より上流及び雄子尾川の金栄橋より上流水域を除く。)
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	白石川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
肉	クマの肉	全域

山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるクマの肉を除く。

茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く)
	タケノコ	茨城町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	北茨城市、ひたちなか市、潮来市、鉾田市、小美玉市、大洗町
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	イノシシの肉	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川を除く。)
	クマの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	ヤマメ(養殖を除く。)	霞ヶ浦(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成29年6月9日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	足利市、矢板市、那須塩原市、上三川町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町 宇都宮市、栃木市(旧岩舟町の区域を除く。)、日光市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町、鹿沼市、さくら市、益子町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町、那須町(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、茂木町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	クサソテツ(こごみ)(野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	コシアブラ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	サンショウ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ゼンマイ(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	タラノメ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、市貝町、塩谷町、那須町
	ワラビ(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	那須町
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	ケマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	流山市、八千代市、我孫子市、白井市 千葉市、佐倉市、君津市、富津市、印西市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市、山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
水産物	コイ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
野菜類	コシアブラ(野生のものに限る。)	魚沼市及び津南町
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	軽井沢町、御代田町 小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、南牧村(マツタケを除く。)
	コシアブラ	長野市、中野市、軽井沢町、木島平村、野沢温泉村
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年6月9日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年6月9日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年6月9日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成29年6月9日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成29年6月9日現在

* [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

都木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解禁: 横木島内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む)、ただし、奥田川との合流点から下流の部分に限る。)
	イワシ(養殖を除く。)	H24.8.20～H25.1.17解禁: 横木島内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)
		H25.8.30～H27.2.23解禁: 横木島内の波良瀬川のうち光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解禁: 大芦川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。)
		H24.3.30～H24.12.28解禁: 荒井川(支流を含む。)ただし、荒井川及びその支流を除く。)
		H24.3.30～H25.1.23解禁: 武茂川(支流を含む。)及び都木県内の都明川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。)ただし、雄勝ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.8.25～解禁: 食糧(県の定める畜肉・検査方針に基づき審査される牛の肉除く。):
	イノシシの肉	H23.8.2～H23.8.25～解禁: 食糧(県の定める畜肉・検査方針に基づき審査されるイノシシの肉を除く。):
	シカの肉	H23.8.7～H24.6.1解禁: 横木市
その他	茶	H23.8.2～H23.2.26解禁: 大田原市 H23.8.2～H25.3.1解禁: 盛沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウズイ(ワ) カキナ	H23.3.21～4.8解禁: 全域 H23.3.21～
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.3～8～解禁: 琴理町、高谷町、猪苗代村 H24.10.10～解禁: 鹿沼村 H24.10.16～解禁: 安中市 H24.10.23～解禁: 高野町 H24.11.19～解禁: みなかみ町
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解禁: 深根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解禁: 小中川(支流を含む。)ただし、桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.4.27～H24.11.9解禁: 白川のうち川郷の上流(支流を含む。) H24.6.8～H24.11.9解禁: 白川のうち川郷の上流(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H24.10.10～解禁
	クマの肉	H24.8.10～解禁
	シカの肉	H24.11.14～解禁
	ヤマドリの肉	H24.11.29～解禁
その他	茶	H23.6.30～H24.2.28解禁: 盛沼市 H23.6.30～H25.6.28解禁: 盛沼市
埼玉県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.18～：飯能町、曾我町 H24.10.26～：ときがわ町 H24.11.2～：越生町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウズイ(ワ) シムラク、モクランサイ、サンデュ バセリ セリリー	H23.4.4～4.22解禁: 市原市、香取市、多古町 H23.4.4～4.22解禁: 市原市 H23.4.4～4.22解禁: 市原市 H24.4.5～H25.10.23解禁: 市原市、木更津市 H24.4.8～H28.1.14解禁: 安房町 H24.4.8～H28.9.21解禁: 我孫子市 H24.4.11～H25.1.22解禁: 稲毛市、白井市 H24.4.11～H25.10.23解禁: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解禁: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解禁: 三山市
	タケノコ	H23.10.1～：君津市 H23.10.1～H26.10.14～解禁: 君津市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H23.11.8～：夷隅郡、夷隅町 H23.11.22～H26.10.14～解禁: 佐倉市 H24.3.23～H26.1.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～H26.1.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～H26.1.25～解禁: 日置町
	唐木シイタケ(露地栽培)	H24.4.10～H26.1.25～解禁: 日置町 H24.4.10～H26.1.25～解禁: 白井市 H24.4.10～H26.1.25～解禁: 山武市 H24.4.10～H26.1.25～解禁: 木更津市 H24.4.10～H26.1.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～H26.1.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～H26.1.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(露地栽培)は出荷制限の対象から除外。) H24.4.10～H26.1.25～解禁: 佐倉市(ただし、県の定める管理計画に基づき審査される唐木シイタケ(施設栽培)は出荷制限の対象から除外。)
水産物	ギンブナ コイ ウナギ	H24.7.8～：東京港及び千葉港に進入する河川(支流を含む。)、平塚川(支流を含む。) H26.11.2～：千葉県内の利根川のうち利根大橋の下流(支流を含む。)ただし、利根川水循環及び印旛水門の上流、西堀用水等一級水循環の下流、八街川、佐田堀並びに牛田堀川を除く。)
肉	イノシシの肉	H24.11.8～H25.1.18～解禁: 食糧(県の定める出荷・検査方針に基づき審査されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	H23.2.4～2.7解禁: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解禁: 藤浦市 H23.8.2～H24.5.25解禁: 八街市 H23.8.2～H24.5.28解禁: 野田市、富津市、山武市 H23.8.2～H25.3.19解禁: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.8～2.29解禁: 静岡耕... H23.6.8～2.29解禁: 山北町 H23.8.2～10.14解禁: 相模原市、清川町 H23.8.2～10.14解禁: 伊勢原市 H23.8.27～10.26解禁: 伊勢原市 H23.8.2～11.10解禁: 小田原市 H23.8.2～H24.10.19解禁: 清水原町 H23.8.2～H24.10.19解禁: 清水原町
新潟県		出荷制限
農産物	コシアブラ(野生のものに限る。)	H29.9.8～：魚沼市、南魚沼
	クマの肉	H24.11.8～：坂城(盆地及び裏鳥羽村を除く。)
山形県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：喜多方市、喜多方町、鶴岡市
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.29～：飯井沢町、御代田町 H24.10.1～：小諸市、南佐久町(マツタケを除く。) H24.10.1～：茅野市、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：小諸市、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：小諸市、南牧村(マツタケを除く。) H24.10.1～：小諸市、南牧村(マツタケを除く。) H25.1.1～H27.1.20解禁: 小諸市、(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解禁: 佐久穂町(マツタケを除く。) H25.10.21～H27.11.20解禁: 佐久穂町(マツタケを除く。)
	コシアブラ	H26.5.21～：魚沼市、懐秋町 H26.5.21～：喜多方市、喜多方町、鶴岡市 H27.3.28～：木島平村
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町 H26.10.3～：富士宮市、富士市 H26.10.7～：御殿场

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成29年6月9日現在

福島県	摂取制限
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
	H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
	H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、浪江町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
	H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
	H23.3.23～5.4解除: いわき市
	H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
	H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和町、南会津町、下郷町、植葉岐村、只見町
アブラナ科の花菜類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
	H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
	H23.3.23～H25.3.29解除: 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	H23.3.23～H27.2.18解除: 植葉町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)
	南相馬市(平成24年3月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、原町区高倉字吹屋畔、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、葛尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
	H23.3.23～H29.3.14解除: 富岡町(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、大熊町(平成24年1月30日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)、飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)
原木シイタケ(露地)	H23.4.13～: 飯舘村
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.6～: 棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)
	H23.9.15～: いわき市、棚倉町
	H23.9.20～: 南相馬市
水産物	イカナゴの稚魚 ヤマメ(養殖を除く。)
	H23.4.20～H24.6.22解除: 全域 H24.3.29～: 新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉
	H23.11.9～: 相馬市、南相馬市、広野町、植葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村 H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

※□の箇所は摂取制限の対象